

子供の未来応援基金

第4回未来応援ネットワーク事業の 募集について

令和元年8月 子供の未来応援国民運動推進事務局 独立行政法人福祉医療機構(WAM)

子供の未来応援基金 未来応援ネットワーク事業とは

募集要領 1. 事業の目的(抜粋)

民間資金からなる「子供の未来応援基金」を通じて、草の根で支援活動を行うNPO法人等の運営基盤の強化・掘り起こしを行い、社会全体で子供の貧困対策を進める環境を整備することを目的に、NPO法人等への支援金の交付を行うものです。



子供の貧困対策のための事業

第4回未来応援ネットワーク事業の変更点

従来の支援枠(事業A) に加えて、

小規模での活動を行う団体に対して より一層の支援をするため

少額支援枠(事業B) を追加

これまでの支援の中で、単年度 の事業費が少額の団体に対する 支援の強化を求める声

事業Aと事業Bのちがい

	事業A	事業B
対象 となる 団体	社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の法人等アム益法人(公益社団法人又は公益財団法人)イ NPO法人(特定非営利活動法人)ウー般法人(一般社団法人又は一般財団法人)エその他ボランティア団体、町内会など非営利かつ公益に資する活動を行う法人又は任意団体	左記に加えて、次に該当する法人等 ・過去に未来応援ネットワーク事業の 支援を受けたことがない法人等 ・設立後おおむね5年以内の法人等ま たは新規事業もしくは実施後間もない 事業を実施する法人等
支援 金額	上限300万円	30万円または100万円

- ・応募は、1団体につき事業Aまたは事業Bのいずれか
- ・第1回~第3回で採択されたことのある団体は、事業Bに応募できない
- ・今回事業Bに採択された場合、次回以降事業Aに移行可能 (ただし、事業Aから事業Bへの移行は不可)
- ・支援回数は、事業A・事業Bあわせて3回まで

対象となる事業

自ら主催する事業

次のアからカに該当する事業

- ア 様々な学びを支援する事業
- イ 居場所の提供・相談支援を行う事業
- ウ 衣食住など生活の支援を行う事業
- エ 児童又はその保護者の就労を支援する事業
- オ 児童養護施設等の退所者等や
 - 里親・特別養子縁組に関する支援事業
- カーその他、貧困の連鎖の解消につながる事業

対象期間 令和2年4月1日~令和3年3月31日



金銭を直接給付する事業又は貸与する事業は対象外

審査の視点

<事業Aの場合>

ア 計画性

申請された事業の目標(定量的な評価が可能なものを含むことが望ましい。)が目的に沿って明確に設定されており、当該目標を実現するための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であること

イ 連携とその効果

地域における多様な関係者を巻き込み、申請された事業の社会的意義を高めるとともに効果的に実施する工夫があること

ウ戦略的な広報

申請された事業の実施・効果に関する積極的な情報発信や広報の工夫を行うこととされていること

工継続性

申請された事業終了後の事業展開の見通しについて、今後の団体活動の発展が期待できる、一定の計画性があること

※事業Bの審査の視点はAと同様4点だが、事業規模を考慮。

支援対象経費

<u>支援事業を実施するために真に必要な経費</u> 費目は募集要領別紙を参考に法人等の会計規則などにあわせて記入

対象とならない経費

- ① 支援事業の実施期間外に発生した経費
 - ≪支援事業の実施期間≫ 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- ② 不動産取得費、団体の運営経費及び内部振替のみで支出が確認できない経費
- ③ 支援事業の経費として明確に区分できない経費
- ④ 連携する他の団体に対する分配金
- ⑤ 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成を受ける事業と同一事業かつ同一費目の経費

また、異なる費目のみを対象とした申請であっても、主たる費目について他の助成等を受ける場合には、支援金の対象外となる場合がある

(注)対象経費であっても、その妥当性・必要性の判断から支援の対象とならない場合があります。

応募方法

STEP 1

≪WAM HPから応募様式をダウンロードし、作成≫

- ・WAM HPから、要望書様式をダウンロード
- 様式にそって作成(団体概況、事業計画、資金計画など)



STEP 2

≪応募フォームに入力、応募用メールアドレスを取得≫

- ・WAM HP上の「応募フォーム」に必要事項を入力
- 登録したメールアドレスあてに受信確認メールが届きます。
- 受信確認メールには応募用のメールアドレスが記載されています。

STEP ③

≪要望書をメールに添付して送信≫

- ・メール送信は原則1度のみ
- ・送信メールの題名は、事業Aの場合「要望書A(法人等名称)」、 事業Bの場合「要望書B(法人等名称)」としてください

国民運動 推進事務局 (WAM)

・メール受信後、要望書添付の有無にかかわらず受領メールを自動送信します (フリーメールの場合、自動送信が遅れる場合があります)

提出期限:9月20日(金)17:00メール必着 選定結果は、来年1月にメールでお知らせ 事業A採択団体を対象とした 事務説明会を令和2年4月開催予定 事業B採択団体も参加可能

要望書の記入について

事業A記載例をご参照ください

各項目必ず記入 してください

✓ 団体概要・・・団体アピールの場

✓事業概要・・・どういう目的のために、何をしたいのか簡潔明瞭に

✓ 目 的・・・要望事業の必要性を中心に どのようにニーズ把握をしているのか

✓ 事業内容・・・どのように行うのか具体的に 経費との関連

✓ 連 携・・・要望事業をより効果のあるものに

✓ 広 報・・・支援対象者、協力者へのアプローチ

√継 続・・・要望事業の自立化、資金調達の方法



支援金額調書の記入について

総事業費(c)-収入合計(d)= 支援金額

ただし、収入合計(D)≧対象外経費(B)としてください。

- ✓できるだけ科目にそって記入してください どうしてもあてはまらないという場合は、「上記以外の対象経費」に記入
- ✓内訳欄には、具体的な内容および「単価×数量」を記入してください 事業内容との関連を明確に



今一度ご確認を

- ・支援金額が上限金額を上回っている
- ・支援金額が0円
- ・内訳の合計金額と科目の金額が不一致

事業A⇒上限300万円 事業B⇒30万円又は 100万円

支援にあたっての注意事項

- (1)支援事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、支援金専用口座の開設、帳簿の作成(当機構指定のエクセル形式)により会計管理をしてください。また、支援対象経費にかかる証拠書類(帳簿類、領収書、振込書等)は支援事業完了後7年間の保管義務があります。
- (2)支援事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書の成果物には、「子供の未来応援基金」から支援を受けている旨の表示を必ず明記していただきます。
- (3)支援事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、支援事業の成果や改善点の確認のため、支援対象事業に参加された 方々(利用者)へのアンケート調査を実施していただきます。
- (4)支援事業終了後、令和3年4月末までに、機構所定様式による事業完了報告書、支援事業の経費にかかる領収書(写)、自己評価書の提出が必要になります。

事業Aのみ

(5)支援事業終了後、支援事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリング やアンケート調査を実施しますので対応いただくことが必須となります。

留意事項

- (1)この支援金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。なお、 不正な手段により支援金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがありま す。
- (2)支援事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、支援金の返還請求等を行うことがあります。また、支援の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、支援の要望を受け付けません。
- (3)採択後であっても、事業の主たる費目について他の助成等を受けることになった場合には、支援金を利用する資格を失う場合があります。
- (4)支援事業については、機構等の監査の対象になります。 また、支援期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
- (5)機構が、推進事務局として受領した要望書類、事業の進行状況に関する報告、事業完了報告書及び事業評価の結果等は、原則として同事務局内で共有されるとともに、審査選考のために委員会に開示される場合があります。

推進事務局が未来応援ネットワーク事業の実施に際して収集した個人情報等は、当該事業に関する事務手続きのほか、同国民運動におけるフォーラム等の御案内等、同国民運動に関することのみに利用します。 また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

- (6)ご提出いただいた個人情報等は、「子供の未来応援基金」業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。
 - 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
 - ・市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のためまた、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。
- ※個人情報等については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

要望書記載上の注意点



☆要望書記載上の注意点について

- ・通常の活動分野と異なる分野での応募について
 - **⇒ なぜこの分野に応募したのか分かるように**
- ・事業計画が漠然としていて不明瞭なもの
 - ⇒ 明確、簡潔、具体的に記載
- ・経費の必要性・妥当性が不明確なもの
 - ⇒ 要望額調書の内訳欄に内訳を記載 事業計画のなかで必要性を記載
- ・委託費が50%以上のもの
 - ⇒ ご応募できません

配布資料

応募書類作成のポイント

をご活用ください。

たくさんのみなさまからのご応募を、 スタッフ一同、 心待ちにしております!!

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

≪お問い合わせ先≫

子供の未来応援国民運動推進事務局 独立行政法人福祉医療機構(WAM) NPOリソースセンター

TEL 03-3438-4756 ≪受付時間≫月曜日〜金曜日 9:00〜17:00(土日祝祭日を除く)